

ドイツ連邦共和国における知的財産訴訟制度（特許訴訟制度）の調査結果（報告）

法務省大臣官房司法法制部
部付 梶山 太郎

1. 調査の目的及び訪問先

(1) 目的

平成25年6月25日に知的財産戦略本部で策定された「知的財産推進計画2013」において、紛争処理機能のあり方の検討のため、法務省は、特許権侵害訴訟やADRをはじめとする知的財産関係紛争処理システム全体を対象に、欧米の知財事件担当裁判所やそこでの知的財産訴訟制度を中心に、我が国の法体系との異同等を踏まえた所要の調査内容を検討するとともに、可能なものについては調査を実施し、公表することとされている。

今回は、この一環として、ドイツにおける知的財産訴訟制度につき、主に特許訴訟を対象として、現地で実情調査を行ったものである。

(2) 訪問先

ア 裁判所

- ①デュッセルドルフ地方裁判所
- ②デュッセルドルフ高等裁判所（上級地方裁判所）
- ③ミュンヘン地方裁判所
- ④連邦特許裁判所
- ⑤連邦通常裁判所

イ 弁護士・弁理士事務所

- ①REIMANN=OSTERRIETH=KÖHLER=HAFT（デュッセルドルフ）
- ②HOFFMANN・EITL（ミュンヘン）
- ③BARDEHLE・PAGENBERG（ミュンヘン）

2. ドイツにおける特許訴訟制度の概要

(1) 特許権の種類

ドイツにおける特許権には、2種類のものがある。

1つは、ドイツ国内特許である。ドイツ国内特許は、ドイツ特許商標庁（Deutsches Patent- und Markenamt。以下「ドイツ特許庁」という。）に対する出願・審査を経て付与されるものである。

もう1つは、欧州特許である。欧州特許は、欧州特許条約（European Patent

Convention。E P Cと呼ばれる。)に基づき、欧州特許庁 (European Patent Of fice。E P Oと呼ばれる。ドイツ語ではEuropäisches Patentamtで、E P Aと呼ばれることもある。) に対する出願・審査を経て、出願人が指定する複数の指定国で特許権が付与されるものである。ドイツが指定国である場合、その欧州特許は、ドイツ国内においてドイツ国内特許と同一の効力を有し、また、その欧州特許の侵害は、ドイツの国内法令によって処理される (E P C 2 条 2 項, 6 4 条)。

(2) 特許訴訟の体系

ア 特許訴訟の種類

特許権に関する訴訟・手続の種類としては、大別して、①特許権の侵害に対して損害賠償や差止めを求める民事訴訟 (いわゆる侵害訴訟) と、②特許権の効力 (有効性) に関する訴訟 (手続) がある。后者は、さらに、付与された特許の無効を求める手続と、出願拒絶に対する不服申立手続などに分けられる。

イ 侵害訴訟

ドイツでは、特許権侵害訴訟 (Patentverletzungsprozess) の第 1 審は州の地方裁判所 (Landgericht) が (ただし、どの地方裁判所にも訴えを提起できるわけではなく、特許権侵害訴訟を提起できる裁判所が定められている。), 控訴審は州の高等裁判所 (Oberlandesgericht。上級地方裁判所と訳されることもある。) が、上告審は連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof。通常裁判権の最高裁判所に当たる。B G H と略される。) が、それぞれ担当している。なお、侵害訴訟について、ドイツ国内特許に関するものと、ドイツで効力を有する欧州特許に関するものとの間に、制度面での違いはない。

ウ 効力 (有効性) に関する訴訟 (手続)

(7) ドイツ国内特許

a ドイツ国内特許に関しては、付与された特許に対し、一定の期間内 (3 か月) に、ドイツ特許庁に対する異議 (Einspruch) の申立てができる。異議申立てに対するドイツ特許庁の決定に対しては、連邦特許裁判所 (Bundespatentgericht) に抗告 (Beschwerde) をすることができ (1 か月以内), 抗告に対する連邦特許裁判所の決定に対しては、B G H に法律抗告 (Rechtsbeschwerde) ができる。また、ドイツ国内特許の出願拒絶決定に対しては、一定期間内 (1 か月) に、ドイツ特許庁に対してではなく、連邦特許裁判所に対して、抗告ができる。抗告に対する連邦特許裁判所の決定に対しては、B G H に法律抗告をすることができる。(ドイツ特許法 5 9 条, 7 3 条, 1 0 0 条)

b 付与されたドイツ国内特許に対しては、上記の異議申立てとは別に、連邦特許裁判所に無効手続 (Nichtigkeitsverfahren) を提起できる。ただ

し、上記の異議申立期間経過前や、異議の手續が係属中である場合には、無効手續は提起できない。無効手續については、連邦特許裁判所が第1審を、BGHが第2審（控訴審）をそれぞれ担当する。（ドイツ特許法81条、110条）

(イ) 欧州特許

a ドイツ国内で効力を有する欧州特許に関しては、付与された特許に対し、一定期間内（9か月）に、欧州特許庁の異議部に異議申立てをすることができ、これに対する判断に対しては、欧州特許庁の審判部に審判を請求することができる。また、出願拒絶決定に対しては、欧州特許庁の審判部に審判を請求することができる。（EPC99条、106条）

b ドイツ国内で効力を有する欧州特許については、連邦特許裁判所に無効手續を提起することができるが、異議申立期間経過前や異議手續の係属中に無効手續が提起できないのは、ドイツ国内特許と同様である。

エ 分離原則

ドイツでは、特許権侵害訴訟の裁判所は、当該特許の有効性については判断できないものとされている（現地では、Trennungsprinzipなどといわれており、分離原則（分離主義）と訳すことができると思われる。）。したがって、原則として、特許権侵害訴訟において無効の抗弁を主張することはできず、特許の有効性を争う場合には、侵害訴訟とは別の手續によらなければならない（ただし、例外的に、無効の蓋然性が高いといえる場合に、ドイツ民事訴訟法148条により、侵害訴訟の手續が中止されることがある。）。

(3) 裁判体の構成

ア 侵害訴訟

侵害訴訟については、地方裁判所・高等裁判所とも合議体（3名の法律系裁判官から構成される。）で審理するのが通常のものである。

イ 無効手續等（連邦特許裁判所）

連邦特許裁判所では、その裁判体に技術的・専門的知見を有する裁判官が加わっている。この裁判官（以下「技術系裁判官」という。）は、その他の法律家の裁判官（以下「法律系裁判官」という。）と採用区分が異なっており、技術系裁判官として採用されるには、大学で自然科学や技術を専攻していること、大学や産業界で少なくとも5年間の実務経験を経ること、特許庁の審査官として一定の経験を経るなどして特許法の十分な知識を得ていることが条件となる。連邦特許裁判所で聞いたところ、技術系裁判官の数は、その時点で連邦特許裁判所の全裁判官115人中69人とのことであった。技術系裁判官は、特許の国際分類ごとの専門分野に応じて採用されていて、それぞれの専門分野に

従って事件が割り当てられる仕組みになっているとのことであり、欠員が出れば、同じ専門分野から補充するとのことであった。

連邦特許裁判所の裁判体は、無効手続では、2名の法律系裁判官と3名の技術系裁判官で構成される。抗告手続では、法律系裁判官3名で構成される場合や、1名の法律系裁判官と3名の技術系裁判官で構成される場合など、事件の種類に応じて複数のパターンがある。

(4) 事件の状況等

ア 侵害訴訟

(7) ドイツは、ヨーロッパの中でも、フランスやオランダ、イギリスなどと比べて、侵害訴訟の事件数が多いといわれているが、ドイツ全土についての正式な統計はないようである。

なお、ドイツで特許事件を担当する裁判長らの執筆した論文の記載や、各訪問先で聞いた話によると、2011年の事件数として、ドイツは1000件を超えており、フランスやイタリアがその4分の1程度、その他の国は更に少ないというような話があったが、上記論文や訪問先で聞いた事件数の中に、いわゆる侵害訴訟のみならず、ライセンス料請求や、仮処分手続・査察手続等の数字が含まれている可能性もあるほか、いずれの数字についても、統計等の客観的資料による裏付けの存在は不明である。

(i) ドイツ国内の状況については、上記の論文や各訪問先で聞いたところを総合すると、地方裁判所の新受件数（実用新案権に係る事件やその他の関連事件を含む場合がある。）としては、2012年までの数年間は、デュッセルドルフが400～500件程度（それ以前は600件程度のときもあったが減少している。）、マンハイムが200～250件程度、ミュンヘンが150～200件程度の規模で、他の地方裁判所はそれよりも少ないようであり、ドイツ国内の特許権侵害訴訟は、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの順で事件が集中しているようである。なお、上記論文や、他の訪問先で聞いた数字について、客観的な裏付けは確認できていない。

イ 無効手続等

(7) 連邦特許裁判所で聞いたところによると、無効手続については、以下のとおりである。

	新受	無効（一部無効含）	棄却	取下	和解
2009年	228	79	26	87	14
2010年	255	83	29	99	10
2011年	297	92	22	129	5
2012年	302	97	20	119	7

(2012年は予測値。なお、新受の実数は261。)

(4) 連邦特許裁判所の抗告手続(工業技術に関するもの)の新受件数は、同裁判所で聞いたところによると、次のとおりである。

2009年 653件

2010年 593件

2011年 281件

(5) 訴訟外紛争解決手続

以下で必要に応じて言及する。

3. 訪問先での調査結果(概要)

以下、テーマごとにまとめて、訪問先での聴取に基づく調査結果の概要を述べる。

(1) 特許の有効性の判断(分離原則)について

ア 各訪問先では、分離原則のメリットとして、特許の有効性に関する審理が行われないことにより、侵害訴訟が迅速に進行するということが多く挙げられていた。

イ 他方、デメリットとしては、侵害訴訟において侵害と判断された後に無効手続で特許が無効(一部無効)と判断される事案も少なくないため(上記2(4)イ(7)参照。なお、取下げの件数が多いところ、そのほとんどが当事者間で裁判外に和解に至ったものようであるが、これが特許の有効無効のいずれを前提としているのかは不明とのことであった。)、無効手続の方が審理期間が長いという状況(厳密な統計はないが、侵害訴訟の第1審は1年前後(どの裁判所であるか、また裁判所の繁忙状況によっても異なるのは無論である。)で終局するが、無効手続の第1審は2年ほど時間がかかるという話が多く聞かれた。)の下では、先に侵害訴訟で勝訴し、勝訴判決(ドイツでは、制度上、要件を満たせば差止めの判決が出る(差止めについて裁判所の裁量がない。))の仮執行がされてしまうと、後に無効手続で特許が無効であるとされても、取り返しのつかない損害(極端に言えば、会社の破綻など)が生じてしまう可能性がある。このようなデメリットについては、弁護士のみではなく、裁判官も含め、複数の訪問先で聞くことができた。特殊な意見というわけではなく、一定程度の共通の問題意識となっているようであった。

また、侵害訴訟で有効性を判断しないまま損害賠償義務を肯定するのは、正義や正当性という観点から、重要な問題を含んでいるという意見も聞かれた。

(2) 専門的知見と技術系裁判官について

ア 特許事件の処理に当たっては、特許に係る専門的知見が必要になるが、今回

の訪問先を含め、ドイツの侵害訴訟の裁判所では、専門的知見を得るための鑑定はあまり行われていないようである。専門的知見は、基本的に、裁判官が長期間担当して経験を積むことにより、獲得されているようであった。なお、侵害訴訟の裁判所の裁判体には技術系裁判官がいないが、訪問先で話を聞いていると、クレームの解釈や侵害の有無の判断は、専門的ではあっても法曹の行うべき法解釈の問題であるとの捉え方が一般的のようであり、技術系裁判官が侵害訴訟の審理にも入るべきであるといった発想は見受けられなかった。

イ 無効手続については、裁判体に技術系裁判官がいるため、専門的知見はそこから取り入れられている。連邦特許裁判所の無効手続の審理では、鑑定の採用は、全くないことはないが、技術系裁判官により特許の分野がほぼカバーされているので、1%未満だろうとのことであった。連邦特許裁判所で聞いたところによれば、技術系裁判官のメリットは、技術分野に強く、特許庁で経験を積んでいるので特許法にも強いこと、鑑定人が不要であることであり、デメリットは、専門性が高いが故に適用分野が限られることである、とのことであった。

ウ なお、連邦特許裁判所が創設された経緯として、もともと特許付与や出願拒絶への不服申立手続はドイツ特許庁内（抗告部、無効部）で完結していたが、抗告部の決定への不服申立てができないことが基本法（日本の憲法に当たるもの）19条4項が定めている権利（公権力による権利侵害に対し裁判を求める権利）との関係で問題とされ、1959年6月13日、連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）が、抗告部の決定は行政行為であり、行政裁判所において取り消し得るものと判断したことから、1961年7月1日に連邦特許裁判所を新設し、機関を移転したという経緯がある。したがって、イメージとしては、「技術系裁判官を導入した」というより、「特許庁に法律家（裁判官）を入れた」と理解する方が実情に合っているように思われる。調査の過程においても、ドイツに「こういう必要があって技術系裁判官を導入した」というような発想があるようには窺われなかった。

(3) 事件の集中について

ア 上記2(4)のとおり、正式な統計に基づくものではないものの、ドイツは、ヨーロッパの中でも、侵害訴訟の件数が多く、事件が集まっているといえる。

ドイツに事件が集中する理由を聞くと、どの訪問先でも、①市場の重要性（ヨーロッパの中でもドイツの市場は最大規模であり、影響力が大きいこと）、②相対的な費用の安さ（英米法系の国で行われるようなディスカバリーやディスクロージャーがなく、弁護士費用が低いことなど）、③裁判所の特許訴訟経験の豊富さ（裁判の内容）、④迅速性（分離原則の下、特許の有効性に関する審理が行われないこと（上記(1)ア）、損害賠償額の確定は別の手続で行われるた

め、その審理を侵害訴訟では通常行わないこと（後記(5)ア）も速さの要因になっていると考えられる）、⑤原告の勝訴率の5つのうちから、いくつかが挙げられていた。

このうち⑤の勝訴率について、ドイツでは原告（特許権者）の勝訴率が高いといわれているが、調査を行う前に思っていたほど、みなが事件集中の理由として挙げるというわけではなかったのが意外であった。なお、勝訴率については、ある弁護士事務所で、デュッセルドルフにおける勝訴率が60%程度であると聞いたが（ただし、この数字は、客観的な裏付けのあるものではなく、何をもって勝訴としているのかも不明であった。）、ドイツで勝訴率が高いとしても、ドイツでは、分離原則の下、侵害訴訟の裁判所は特許の有効性について判断しない（特許の無効を理由として請求を棄却できない）ため、そもそもドイツの制度自体が、原告（特許権者）の勝訴率が高くなるようなものであるといえることができる。

むしろ、②と③の点はほとんどの訪問先で挙げられ、そのうちでも印象的だったのは、裁判所でも弁護士事務所でも共通して、③に関して、判決結果の予見性を重視する意見が聞かれたことであった。なお、この点に関連して、デュッセルドルフの裁判所の判決には、インターネットで公開されているものがあるようだが（参考に、そのアドレスを記載しておく（<http://www.duesseldorf-archiv.de/>）。なお、言語はドイツ語である。）、マンハイムの裁判所は公表していないようである。

また、このように、ドイツには他国で訴訟を起こせる事件も多く集まっているが、この点について、ある弁護士は、原告（特許権者）にとって有利な訴訟制度だと、外国から攻められやすくなる、すなわち、自国での行動につき、外国の企業等からすぐに特許の侵害だと言われ、侵害地ということで自国で訴訟を起こされ、しかも負けるという事態が増加するというリスクがあり、自国に訴訟が集まるような状況を作ろうとする場合には、こういうリスクも考えておかなければいけない、という興味深い指摘があった。

イ ドイツ国内でも、上記2(4)のとおり、一定の地方裁判所への事件の集中は生じている。この点について訪問先で聞いたところでは、戦後の状況等の歴史的な経緯や、迅速性、裁判所の経験の豊富さなどがその理由ではないかということであった。

(4) 和解等について

ア 裁判所の和解等（判決によらない、話し合いでの解決）に対するスタンスは、土地によって異なっていた。デュッセルドルフでは、理想としてはやりたいという意見もありつつ、結局うまくいかないだろうという考えなどから、和解等

はあまり試みないという運用である一方、ミュンヘン地裁では、和解を試みたり、裁判所での調停を試みることが多く、一定程度の事件（感覚的には10%程度、との話であった。）は話合いで解決できているということであった。もっとも、訴訟まで至った事案において、和解等の話合いで解決するのは難しいこと、和解等の話合いができるのは、賠償金額のみ問題になる事案（例えば、侵害であると認められた第1審判決後に、金銭面について、当事者間で訴訟外で話合いをして、解決することはよくあるようである。）や、ライセンス契約を結ぶ可能性のある事案くらいであるということは、各裁判所の共通認識のようであった。

イ 訪問先の弁護士事務所で聞いたところでは、和解は上記のとおり第1審の判決後にされるのが最も一般的であるが、中には、判決の公表を回避するため、主要口頭弁論前後に和解をする例もあるようであり、また、他国において同時に提訴している場合にあっては、他国の判決状況を見て和解する例もあるとのことで、その内容についても、一概に特許権者にとって優位な、いわゆる勝訴的内容に限ったものでないといった話も聞かれた。

ウ 裁判所の調停なども含め、裁判外の紛争解決手続は、あまり利用されていないのが実情のようである。当事者にあまりモチベーションがないようであり（当事者は、いったん訴訟を起こした以上裁判所の判断（判決）を得たいと思っていて、和解という発想にはなりにくいといった話が聞かれた。）、弁護士に聞いてみても、調停の利用に積極的な意見は聞かれなかった。

(5) その他

ア 特許権侵害訴訟における請求の内容と損害賠償

侵害訴訟における原告の請求の趣旨としては、ある弁護士事務所で聞いたところでは、①差止め、②情報提供及び計算書提示、③侵害製品の廃棄、④侵害製品の流通経路からの回収と除去、⑤損害賠償責任の確認が挙げられていた。

⑤は、よく紹介されているとおり、損害賠償額を判断することまでは請求されず、損害賠償責任の確認までしか請求されないのが通常のようなものである。この点は、侵害訴訟の審理の迅速性に影響しているものと思われる。また、上記(4)で述べたとおり、この関係で、損害賠償責任が確認された第1審判決後に、金銭面について当事者間で和解することは、よくある典型的な例のようである。そのため、侵害訴訟で損害賠償責任の確認がされた後、損害賠償の金銭請求の別訴が起こされることは少ないようである（デュッセルドルフでもミュンヘンでも、大まかな数字として、5%に満たない程度との回答であった。）。

①の差止めは、既に述べたとおり、要件を満たすと裁判所は差止めの判決をするため、無効手続との関係で問題を生じることになり得る。

イ 当事者の特徴等

近年のドイツの特許権侵害訴訟については、当事者の傾向として、外国の当事者（外国企業）が増えているという話や、企業の規模としては大企業が多いという話が、複数の訪問先で聞かれた。

また、訴訟の対象となる特許は、侵害訴訟、無効手続のいずれにおいても、ドイツ国内特許よりも欧州特許の割合が多くなっているとのことであった。

ウ パテントトロール

裁判所で聞いたところでは、ドイツではそれほど事案として見られないとのことであった。弁護士に聞いたところでは、アメリカほどではないけれども、電子・通信関係では少しずつ増えてきているという趣旨の話が聞かれたが、件数として多いという話はなかった。

また、ある弁護士からは、アメリカと比べて、ドイツでは訴訟にかかるコストが低く、陪審でもなく判断が不安定ではないので、パテントトロールの発展する土壌はないのではないかという意見も聞かれた。この点は、ドイツの特許権侵害訴訟について、専門性の高い安定した判断がされているという捉え方と関係しているものと思われる。

パテントトロールの存在の是非については、裁判所のスタンスは、概ね、パテントトロールであろうとなかろうと、当該事件について判断するのみであるから、是非について言うことはないというものであったが、弁護士に聞くと、パテントトロールの是非については評価が分かれていた。

以 上